

出生前仮申込みに関する同意書

1. 出生前仮申込みの対象となる児童は、出産予定日が令和7年2月3日までの児童（令和7年4月1日時点で生後57日目）です。仮申込みをされたとしても、令和7年2月4日以降に出生した場合は、令和7年4月入所（園）等の利用調整の対象にはなりません。
2. 出生後に本申込みが必要です。原則、出生後14日以内に出生届の手続を完了し、保育所（園）等利用申込書（出生前申込用）の提出をします。
- 3 仮申込みをしても、保育所（園）等利用申込書（出生前申込用）を提出しない場合、取り下げとなります。
- 4 出生後の健康状態について、記載された内容によっては、電話連絡等により詳しくお伺いする場合があります。また、内定した場合であっても、面接・健康診断の結果、集団保育が困難と判断した場合は内定を取り消すことがあります。

(宛先)
松戸市長

保育所（園）等の利用申込みにあたり、上記の内容について同意します。

令和 年 月 日

第1 希望施設名

住所 〒 松戸市

保護者氏名 (父) (母)